

別紙標準様式（第6条関係）

会 議 録

会議の名称	令和6年度第1回枚方市社会福祉審議会 児童福祉専門分科会	
開催日時	令和6年9月25日	開始時刻 10時00分 終了時刻 11時50分
開催場所	枚方市役所別館 4階 第3委員会室	
出席者	会長：大西委員 副会長：川北委員 委員：枝村委員、岡本委員、奥田委員、片岡委員、木上委員 佐野委員、玉野委員、中島委員、肥田委員	
欠席者	なし	
案 件 名	【案件】 1. 第4次枚方市ひとり親家庭等自立促進計画に基づく令和5年度の施策の進捗状況について 2. まるっとこどもセンターの設置について 3. （仮称）枚方市こども計画の策定について	
提出された資料等の名称	資料1. 第4次枚方市ひとり親家庭等自立促進計画令和5年度進行管理報告書（案） 資料2. まるっとこどもセンターについて 資料3－1. （仮称）枚方市こども計画について 資料3－2. （仮称）枚方市こども計画中間整理（案） 参考資料1. 枚方市社会福祉審議会 児童福祉専門分科会委員名簿	
決 定 事 項	第4次計画における令和5年度事業の進捗について確認し、第4次計画における各事業の取り組みにつなげることにした。	
会議の公開、非公開の別及び非公開の理由	公開	
会議録の公表、非公表の別及び非公表の理由	公表	
傍聴者の数	なし	
所管部署（事務局）	枚方市役所 子ども未来部 子ども青少年政策課	

【大西会長】

それでは定刻になりましたので、ただいまより、令和6年度第1回枚方市社会福祉審議会児童福祉専門分科会を開催いたします。

本日は今年度の第1回目の分科会ということで、委員の皆様の中には前委員から交代され、初めてご出席いただく方もおられます。後ほど事務局から委員のご紹介をいただいた上で、審議へと入っていきたいと考えておりますので、どうかよろしくお願い申し上げます。

本日の案件は、本分科会において答申し、令和3年3月に枚方市で策定されました「第4次枚方市ひとり親家庭等自立促進計画における令和5年度の進捗状況について」など、3件を予定しております。皆様からご意見を賜りたく考えておりますので、どうかよろしくお願いいたします。

なお本日は、午前11時半までには終了したいと考えておりますので、委員の皆様にはスムーズな進行にご協力をお願いしたいと思います。

それでは、事務局より本分科会の委員のご紹介、また、事務局の職員についても併せてご紹介をお願いいたします。

【事務局】

本日はお忙しい中、ご出席いただき誠にありがとうございます。

事務局を担当しております子ども青少年政策課、課長の松本でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それではまず初めに、子ども未来部部長の田中よりご挨拶を申し上げます。

(子ども未来部部長よりあいさつ)

それでは、本日の分科会が本年度初めての開催となっており、新たに就任された委員様もいらっしゃいます。改めて会長も含めまして、順にご紹介させていただきます。よろしくお願いいたします。

(委員紹介)

続きまして、事務局側の職員を紹介させていただきますが、令和6年4月1日付で機構改革を実施し、事務局においても名称や組織体制に変更がございますので、簡単にご説明させていただきます。

改正児童福祉法により、令和6年4月から設置に努めることとされたこども家庭センターにつきまして、本市では、大阪府の児童相談所である子ども家庭センターと混同しないよう、「まるっとこどもセンター」という名称で4月より新たに設置いたしました。まるっとこどもセンターにつきましては、案件の2において改めてご説明させていただきます。なお、業務については、ひとり親家庭等に係る相談に関する業務は、まるっとこどもセンターが所管し、児童福祉施策の企画及び調整に関する業務は、引き続き子ども青少年政策課が所管させていただきます。

それでは、出席しております職員をご紹介します。

(事務局紹介)

【大西会長】

ありがとうございます。皆様、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは続きまして、事務局から委員の出席状況及び資料の確認をお願いいたします。

【事務局】

本日の委員の出席状況ですが、本日は全ての委員の方にご出席いただいております。枚方市社会福祉審議会条例第7条3項の規定に基づきまして、本分科会が成立していることをご報告申し上げます。なお、本日の傍聴者は0名でございます。

続きまして、お手元の資料の確認をさせていただきます。

(資料確認)

【大西会長】

ありがとうございます。

それでは次第に従いまして、本日の議題へと入ってまいりたいと思います。まず初めに、案件1「第4次枚方市ひとり親家庭等自立促進計画に基づく令和5年度の施策の進捗状況について」事務局より説明をお願いいたします。

【事務局】

(案件1 前半説明)

【大西会長】

ありがとうございます。ただいま事務局から案件1の途中まで説明がありました。ここまでの説明につきましてご意見、何かございましたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

【枝村委員】

35 ページの面会交流、最近は親子交流と言われるようですが、その啓発やいろいろなアドバイスをされていると思います。取組名3の「養育費・面会交流についての啓発活動の推進」の取組の内容ですが、離婚の際には親権者を定めるとともに、養育費や面会交流の取り決めをすること、養育費の支払いや面会交流の実現は子どもの親として当然の責務であること等を広報すると記載されています。この「責務」の捉え方ですが、離婚前や離婚後、DV、モラハラなどいろいろな関係で調停や裁判を受けておられるとは思いますが、多様な家族の在り方もあります。子どもが父親に会えない、会わない状況、子どもも会うのを嫌がっている状況もあります。また、母親も会わせたく

ないなど、今までのいきさつでいろいろな感情があると思います。恐らく民法の改正などにも関わるとは思いますが、市の公的な態度として当然の責務であることを強調すると、責務が果たせていないというプレッシャーや、父親に会わせていないけどどうしようなど、そういう悩みになります。当然の責務というような視点ではなく、多様な家族があり、会えないときもあれば会うときもある、そういう関係もあるというような、多様性を加味した広報を行っていただきたいと思います。あまり市のほうから、会わせるのが責務だという態度ではない方向でもう少しいってほしいです。ここの表現を、広報でどのようにするかということも考えていただきたいです。今年、選択制共同親権の民法が変わりましたので、そういうことも加味して、よくよく論議して広報を行っていただきたいと思います。

これは希望になりますが、親権が必ずしも定められなくても調停中や離婚成立後など、親権を選択する十分な猶予を持って対応するように法律が変わっていていると思うので、相談業務の際にも、選択制共同親権の民法改正の論点をしっかりと研修していただきたいと思っています。

これから共同親権が出てきますと面会交流のややこしい問題が発生しますが、面会交流をするときの市の経済的な支援策を枚方市は持っているのでしょうか。大阪市は月1回1時間5千円の補助を出しており、1年間、面会交流に経済的支援の制度があります。これは法改正の後には非常に重要になってきますので、枚方市は経済的な支援策が今はないのか、今後もないのかあるいは行っていくのかについてお伺いしたいと思います。

【大西会長】

ありがとうございます。2点あったかと思いますが、事務局、いかがでしょうか。まず、当然の責務というところですね。

【事務局】

おっしゃっていただいているように、多様性のところについては、市としても考えていく必要があると考えております。広報等の表現につきましては、適切な表現を考えさせていただき、広報に努めていきたいと考えております。

面会交流の経済的支援ですが、現時点では枚方市にはございません。今後、共同親権の話もございますので、経済的支援ができるような形に持っていけたら良いかなと思っておりますので、今後検討させていただきます。

【大西会長】

ありがとうございます。ほか、いかがでしょうか。

【玉野委員】

今のお話ですが、私は離婚前と後とで、子どもの生活になるべく影響が少ないようにと考えておりますので、DV以外のときには面会交流ももちろん進めていけたらなと思っています。私も当然の責務、少々気になりました。かなり厳しい言葉だなと感じました。これはやはり子どもの側から捉えるのが良いのではないのでしょうか。

養育費の支払いや面会交流の実現は、子どもの権利を守るというところにもつながりますので、そういったところから捉え直す。これは大人の責任として書くのでちょっときつくなりますけれど、やはり今おっしゃったように多様な家族があるということです。養育費の支払いや面会交流が子どものためになるというところは、もちろん虐待を受けていたなどということは別ですが、どんな家庭でも一定の必ず何か利益につながるというところはあると思いますので、そういった捉え方をしたらいいのではないかと思います。

【大西会長】

ありがとうございます。ほか、いかがでしょうか。

【肥田委員】

私も今お話を伺っていて思ったのが、いわゆる面会交流、お父さんと会うことをすごく楽しみにしているお子さんがおられます。「明日はパパと会うねん。」とおっしゃっており、お休みが明けると、これを買ってもらったとか、こんなところに行ったとすごく嬉しそうにお話されます。離婚理由などは存じませんが、そういうご家庭がある一方で、いわゆる大きく言えば身体虐待ではないですが、親からの虐待があり、極論を言えば、お母さんが別れたらお母さんの旧姓と一緒に戻りたい、自分の名前についても、お父さんがつけてくれた名前は嫌だからということで、名前まで変えたお子さんがいます。法律的にはまだ裁判中で、きちんとしたことはまだできていなくても、卒業証書のお名前は一生残りますので、自分が思ったお母さんの名字と自分が思ったお名前です卒業式も受けられました。学校もそういう形で受け入れられていると思います。今おっしゃったように、ご家庭はいろいろとありますので、親の離婚というだけの観点ではできないのかなと思います。

お子さんにとっても、置かれた環境の負担というのは大きいものがあり、やはり傷ついているものがあるのかなと思います。文言そのものもありますが、いろいろな援助やお話をされる際も、今先生がおっしゃいましたように、お子さんの気持ちにご配慮いただけたらなど、現場にいる者としては感じました。

【大西会長】

ありがとうございます。

それではほか、いかがでしょう。

29 ページ、就業機会創出のための支援の推進において取り組み名2で雇用・労働条件の確保や子育て支援などの評価を加味した総合評価落札方式の入札を締結することによって、母子家庭の母などの雇用促進機会の確保を図りますということです。どれぐらいの実数が上がっているのかというのは分かりますでしょうか。

【事務局】

申し訳ございません。現時点で把握できておりません。また確認の上、共有させていただきたいと思います。

【大西会長】

ありがとうございます。

よろしいでしょうか。またご質問があれば、後で追加をしていただいても結構かと思います。それでは、事務局から続きの説明をお願いいたします。

【事務局】

(案件1 後半説明)

【大西会長】

ありがとうございます。

ただいま事務局より、案件1の最後まで説明がありましたが、最初からも含めてでも結構ですので、何かご意見等がありましたらお願いをしたいと思います。

【枝村委員】

49 ページの取り組み名2「ひとり親家庭日常生活支援事業」についてお伺いします。ファミリーサポートセンターの利用は年間10時間分を助成するというので、10時間分無料クーポン発行とあり、これはとても良いと思います。ひとり親家庭日常生活支援事業においては、年間で何時間という制約の枠があるのかをお伺いしたいです。東京のほうの会議で実際に調査を行ったところ、法律的には10時間という制約は無いにもかかわらず、市町村では10時間の枠を設定しているというような情報もあり、枚方市ではどうなっているのかをお聞きしたいと思います。

また、児童扶養手当申請の現況届提出のときに、所得制限をオーバーされて、現況届を出している方の申請について枚方市は郵送でも可能であるのか、直接面談で持っていけないといけないのかどうなっているのでしょうか。高槻市や神戸市などでは郵送が可能とされており、明石市では郵送は不可、大阪市のある区によって可能、ある区では不可など、ばらつきがあります。フルタイムで働いている母子にとって、現況届は資格維持のために提出しているのですが、郵送可というような市町村もあります。枚方市はこの点はどのようになっているのでしょうか。

【大西会長】

事務局、いかがでしょうか。

【事務局】

ヘルパーは20回の枠の制限があります。1項目につき20回、最大4項目まであります。それを上回っても支援することは可能ということになっておりますので、枠を超えて支援することも場合によってはございます。

【枝村委員】

1回あたり何時間ですか。

【事務局】

30 分から5時間までとなっております。そのあたりは臨機応変に長くもできるということで枠をつくっています。

【枝村委員】

年間20回ということですね。

【事務局】

はい。

【枝村委員】

わかりました。

【事務局】

児童扶養手当の現況届の手續につきましては、本市につきましても、令和2年にコロナが流行した年からこれまで、郵送での受付けを可能とさせていただいております。今年度からは国からも特に、今ひとり親の方で支援を一定受けており、特に変わりがない方についても、郵送での受付けを可能とする通知もいただいております、郵送での受付けもさせていただいている状況でございます。

【枝村委員】

その内容は広報されていますか。

【事務局】

通知文や広報紙にも昨年に引き続き、郵送での受付けも行っておりますという周知はさせていただいております。

【枝村委員】

わかりました。

【大西会長】

ありがとうございます。
ほかにございますか。

【佐野委員】

枚方市父子福祉会、佐野です。

ヘルパーについて、今の上限が年間20回ということですが、私の記憶がはっきりとしないので申し訳ありません。それ以上であっても認められることがあるということですが、例えば離婚をして、子どもを引き取った父親が、当初は何度もヘルパーの派遣が必要になると思います。以前は

20 回以上ヘルパーの派遣をしていただき、ルーチンで週 2 回とか派遣していただいたような記憶があります。その辺は何か理由があつて、このように変化したのですか。

【大西会長】

事務局、いかがでしょうか。

【事務局】

仕事の場合は 20 回という枠を設けずに、無制限でヘルパーを派遣させていただいているような状況があります。20 回という枠を超えても利用させていただいているような状況が現時点でもございます。

【佐野委員】

そうですか。ありがとうございました。

【大西会長】

よろしいでしょうか。ほかにございますか。

昨年度の会議で、LINE 相談が話題になったと思うのですが、今回の報告を見ていますと、令和 4 年度は 266 件、令和 5 年度は 167 件と減っています。この辺りの登録数に関してはいかがでしょうか。

また、今後の見通しとして、LINE での相談は減っているということで、継続をされるのかどうかについてご意見をお聞きしたいと思います。

【事務局】

登録数については今把握できていない状況です。申し訳ございません。

今後につきましては、やはり減少しているところを受けて、周知もしていく必要があると思っております。また、LINE 相談のニーズもあると考えておりますので、引き続き継続していきたいと考えております。

【大西会長】

ありがとうございます。

フェイス to フェイスの関係が相談という言葉ですと一番ベースになるとは思いますが、いろいろな機会を捉えて、相談のしやすさといった観点からも、様々なメディア等を利用し、できるだけ広げていき、増やしていくということが大事になります。そのためにはハードルを低くすることですね。周知をしていく中で、この 2 点は非常に大事なことになりますので、どうかよろしくお願いします。

【事務局】

ありがとうございます。

【大西会長】

そのほか、いかがでしょうか。

【木上委員】

税理士なので、ついお金のことを考えてしまうのですが、実際に見てみると、当然いろいろとお金が必要になっていくかと思います。現実的に考えると、恐らく今は市にそれだけのお金が許されるような状況でないと思うのですが、税金以外で何か手立てなど考えておられることはあるのでしょうか。やはり収入がなければ、出すものは出せないと基本は思っています。その辺りについて、何か施策なりがあったらいいなと思っているのですが、いかがでしょうか。

【事務局】

ありがとうございます。市の財政状況も厳しい状況ではありますが、その中でもやらなければならない事業には、やはり取り組んでいく必要もあると考えております。また国の補助金等も活用しながら、市の支出を少なくするような施策も考えていく必要があると思いますので、そこは国と府と市でお金の分担を行いながらできる限りのことに取り組んでいきたいと考えております。

【大西会長】

よろしいでしょうか、ありがとうございます。

そのほか、どうでしょうか。

私の方から1点、昨年度もお聞きしましたが、母子・父子自立支援員の方々が相談を受けていただいていると思いますが、その方々の資質向上のための研修制度についてはどのようなになっているのか、また、母子父子福祉推進委員を設置されておりますが、その方々に対する研修についてはどのように取り組まれているのでしょうか。

【事務局】

研修につきまして、あらゆる機会を通じて研修に参加してもらうように配慮をさせていただき、業務に携わっていただいているところでございます。母子・父子自立支援員の資質が相談の中にも活きるような形で携わってもらうことが大切だと考えておりますので、引き続き継続していきたいと考えております。

【大西会長】

ありがとうございます。

【岡本委員】

母子父子福祉推進委員の研修は本部のほうで年に5回されているようで、大抵は出席していただき、そこでしっかりと身につけていただいていると思います。今は約26名の推進委員の方がおり、数十年間やってきていただいております。推進委員の研修ですが、自分がどのように動いたらいいのかなどをもう少し詳しくわかるような研修を開いていただければありがたいです。

私どもが推進委員はこうなんですとお伝えしても、ちょっと理解されていない方がいまだに多くおられますので、推進委員の役目というのをもっと幅広く研修してもらえたら良いかなと思っております。

【事務局】

ありがとうございます。また検討していきたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

【枝村委員】

何度もすみません。大阪府の母子寡婦福祉会に委託をしている部分が、研修や就労支援などの様々なセンターの事業ですね。委託される場合も枚方市独自の問題性を持って、こういうテーマでやってほしいとか、こういうポイントを研修してほしいという要望が出されているのかどうかということがあると思います。

また、男女共同参画啓発事業のセミナーで、なかなか同じテーマでやっていても集まりが悪いというようなことが書いてあったかと思います。やはり枚方市のニーズを把握し、それを反映する。離婚などいつも同じフェーズでやるのではなく、少し先取りしたような内容やポイント、違う角度で何かテーマを決めていくときに、お任せでポンと委託しているのか、もう少し論議して枚方市のニーズに合わせたテーマを設定しているのかで大きく変わってくると思います。やはり市も力を入れて、委託でポンと投げてしまわずに進めていくほうが良いかと思います。そのためにはやはり枚方市の母子寡婦の方々のニーズをしっかりと把握されたほうが良いのではないかと思います。

また、民生委員さんも母子・父子家庭に地域で深く関わっていただいております、民生委員さんの人権研修を枚方市で何度も実施されていると思うのですが、他市で民生委員さんの家庭訪問を受けたシングルマザーが人権侵害を受けたというようなことがあったので、やはり研修は必要かなと思います。よろしくお願いします。

【大西会長】

ありがとうございます。ほか、いかがでしょうか、よろしいですか。

研修の問題に焦点を当てていますが、前回の会議でも申し上げましたが、できるだけ分かりやすく事例を用いて、ポイントを絞って研修を受けられるようにしていただいたら良いかと思います。

それでは、案件1については以上ということにさせていただきます。

委員の皆様から様々な貴重なご意見をいただきました。事務局においては、本日あげられました委員のそれぞれのご意見を踏まえて、現在進めていただいている第4次枚方市ひとり親家庭等自立促進計画の効率的、また効果的な取組につなげていただきたいと思いますので、どうかよろしくお願いいたします。

それでは続きまして、案件の2、「まるっとこどもセンターの設置について」、事務局より説明をお願いいたします。

【事務局】

(案件2 説明)

【大西会長】

ありがとうございます。ただいま事務局から案件2について、「まるっとこどもセンターの設置について」の説明がありました。何かご質問・ご意見はございますでしょうか。

【奥田委員】

8ページのところにあります、令和6年10月からラポールひらかたで実施予定の居場所づくりについてお伺いします。生活習慣の形成、学習の支援、食事、課外活動の提供などが書いてありますが、もう少し具体的にお教えてください。

【事務局】

基本的には学校に登校できない子どもを想定しています。不登校であるとか、学校の先生と何か問題があり、なかなか学校へは行けないような、取り残してはいけない子どもの居場所づくりとして新たに開設するものです。学校での勉強もしていけないといけませんので、その辺の支援や、なかなか家庭で食事の提供をしていただけないご家庭の中にはございますので、昼食の支援や夕食の支援もさせていただくような形で今考えて進めているところでございます。

【奥田委員】

かなりお金が必要になりますよね。

【事務局】

こちらは国の補助もあります。市の負担もございますが、国の補助も受けながら合わせてやっていくということになります。

【奥田委員】

これは児童なので、小学生が対象となりますか。

【事務局】

小学生、中学生を対象とさせていただきます。

【奥田委員】

では人数についても、小学校が44校ぐらいありますが、すべての学校に不登校の子がいるとは思えないので分かりませんが、それも見据えてされているのですか。

【事務局】

まずは1か所での開始ということになります。

【奥田委員】

これはラポールひらかただけで実施するのですか。

【事務局】

ラポールひらかただけで、定員がまずは 20 名程度と考えております。その枠で進めていけたらと考えております。

【奥田委員】

やってみないと分かりませんが、子どもたちはたくさんいるので、定員 20 名ぐらいが少し気になりました。

【事務局】

まずは 20 名からと考えております。

【奥田委員】

やってみないと分からないですね。

【事務局】

必要に応じて枠を広げていければいいのかなとは考えておりますので。

【奥田委員】

分かりました。

【大西会長】

よろしいですか。ほか、いかがでしょうか。

【佐野委員】

今の質問に加えてですが、具体的にどのようなスタッフが対応していただくのでしょうか。

【事務局】

ラポールひらかたの社会福祉協議会に委託をさせていただいており、学習支援であるとか、社会福祉士の資格を持った職員も配置するということになっております。少なくとも職員が最低 2 名以上いるような形での提供となっています。

【佐野委員】

ありがとうございます。

【大西会長】

20 名の枠に対して、職員 2 名というのは妥当なのでしょうか。

また、食事を提供しようと思うと、社会福祉協議会のその方々が食事を提供するのでしょうか。それとも外注して、提供するということになるのでしょうか。いろいろと分からないところがすご

く多いのですが。

【事務局】

現在、委託の内容も精査しているところですが、食事は一応作ることや、外注して冷凍で持っておくというのも考えております。子どもが料理をできるスキルも身に着けていかないといけないというところも考えています。どれだけの割合になるか分かりませんが、全く作らないというわけではなく、一緒に作り、そのスキルを磨きながら子どもが成長できるような形で進めていきたいと考えております。

【大西会長】

ぜひその方向でお願いしたいと思います。一度弁当の外出だけでやってしまうと、やはり子どもの食育という観点からも問題が発生すると思います。ただ、2人の職員でできるのかなと思います。

【岡本委員】

ちょっと少ないのではないのでしょうか。

【事務局】

職員数については必要に応じて。最大 20 名で、今から登録もさせていただきます。子どもの利用について保護者の理解を求めて、通所できるような形で進めていきます。

【大西会長】

この対象というのは、小・中学生のみですか。

【事務局】

主な対象というのは、小・中学生ですが、一応高校生まで、18 歳まで対象にしています。

また、職員の体制ですが、国が示しているのは責任者と、先ほど申し上げた社会福祉士等の常勤の人数は最低2名ということになります。それに加えて、お子さん5人に対して1人は配置することとなります。人数がまだはっきりとしていないところはあると思いますが、最大の 20 人ぐらいになると、職員2人だけではなく増やしていくということも考えないといけないと思っています。

ラポールひらかたに社会福祉協議会の事務所がありますので、人員の応援体制というのは、フレキシブルにさせていただくようなことも現在話しています。人員が不足することがないように調整を進めているところでございます。

【大西会長】

ありがとうございます。

【岡本委員】

小学生、中学生から高校生と一緒にやるのですか。皆さん一緒にここの仲間として受け入れられるのですか。

【事務局】

そうですね。一応基本となる場所は1つのフロアで考えていますが、それ以外にも食事をとるところや、ラポールひらかたには皆さんが利用できる場所などもあります。例えば福祉図書コーナーや、もう少し小規模で集まれるような場所もありますので、ラポールの様々な場所が使える強みも生かしながら、お子さんの状況によっては分散して活動する、場合によっては1か所で皆で活動するなど、そういうやり方も考えていきたいと思っております。

【岡本委員】

1階の入ってすぐのフロアですね。あのスペースで行われるということですよ。

【事務局】

まずは拠点となるのはそちらになりますが、真ん中の食事ができる場所など、そういうところも使っていきたいと考えています。

【岡本委員】

不登校で親御さんが悩んでいらっしゃるの、結構耳に入ってきます。小学生のお子さんが楽しくお勉強なり、いろいろな運動や人との交流なりをそこで身につけていただいて、それには社会福祉士の先生方の支援も必要かと思います。少しでもお子さんが安らかにそこでお勉強ができて、また皆と交わっていけたらいいと思うので、これは絶対に良いと思います。一応20名となっておりますが、それはまだ分からない状況ですよ。これには予約か何かがいるのですか。

【事務局】

利用登録というのはしていただくことになります。その上で保護者の方とも相談しながら、メニューは先ほど申し上げたような生活習慣や学習支援などいろいろありますが、お子さんの状況によって、どのような支援をすべてやっていったほうがいいのか、このお子さんについては学習支援でやっていこうなど、支援計画みたいなものが出て、受け入れていきたいと考えております。

【岡本委員】

お子さんとの面談などもされますか。

【事務局】

保護者の方と子どもさんとも事前にお会いした中で、利用登録もしていただいた上で利用させていただきます。

【岡本委員】

いいと思います、賛成です。よろしくお願いします。

【大西会長】

ありがとうございます。ほかにありますか。

【玉野委員】

今後の検討課題になるかなと思いますが、教職の免許を持った方などを可能であれば入れたほうがいいのかなと聞いていて思いました。学校の事件などを受けていると、先生や学校に問題があって不登校になってしまったというときには、そういったところを勧めるのですが、結局専門的な教育を受けられないところに追いやるのかと思われる方もいらっしゃるかもしれないと思います。実際にそういう相談もあったりもするので、そのような視点も必要かなと思いました。

【事務局】

ありがとうございます。学習のレベルはお子さんによって違いますので、見守りをしていく場合と、社会福祉協議会でつながっている不登校の学習支援をしているNPO団体との連携も考えています。そちらの団体には大学生のスタッフなどもあるということです。様々なお力も借りながら、一人一人に応じた学習支援というのもできる限りやっていきたいと思っております。ありがとうございます。

【大西会長】

ほか、よろしいですか。

【木上委員】

今のお話の続きのようになりますが、高齢者に教職員の退職者がたくさんいると思うので、高齢者のボランティアを募ったりするのも1つの方法ではないかなと思います。ボランティア、大学生もいいですし、要するに暇にしている高齢者がいます。特に教職員なんかは割と年金関係で充実しているので、暇にしているお年寄りの方に呼びかけるなど、何か手だてを考えたらいいのではないかなと思いました。

【大西会長】

ありがとうございます。

【川北副会長】

週3日、月・水・金ということですが、これには何か理由がありますか。1日置きだと子どもの生活のリズムがとても作りにくいかなと思います。思い切って週5日とかにはならないですか。

【事務局】

市としては、まず週3日というところで考えており、必要があれば来年度、また新たに見直しをさせていただきまして、週5日にシフトしていきたいと考えています。

【川北副会長】

そうですね、ぜひお願いします。子どもの視点から考えていただいて、どれだけ必要かなというところなども考えていただければと思います。

【事務局】

ありがとうございます。

【大西会長】

ほかにございますか。

最後に1つ、これは子ども・子育て専門分科会でも出てきたと記憶しているのですが、ここで用いられている言葉の問題です。例えば3ページのまるっとこどもセンターが保健センターとサンプラザ3号館のところで母子保健機能と児童福祉機能と書いてあります。「若者」が含まれることになると、やはり児童という言葉を使うと18歳未満と考えてしまいますので、今我々の事業をやっているときでも、「子ども」という言葉を使っていたりもしています。また、今後はこども計画にも「若者」が入ってくるので、やはり児童福祉機能という限定的な言葉を用いるのではなく、子ども、そして家庭支援をしていく、子育ての家庭支援をしていくわけなので、子ども家庭福祉機能であるとか、そういった用語を使われるほうが、これは限定的に捉えられてしまうので、ご検討いただくほうが良いかなと思います。

4ページの図のところもそのような表記になっています。1つお願いしたいと思います。

ほか、よろしいですか。ありがとうございます。

それでは続きまして、案件の3になります。ちょっと時間が過ぎておりますが、「（仮称）枚方市こども計画の策定について」ということで、事務局より説明をお願いいたします。

【事務局】

（案件3 説明）

【大西会長】

ありがとうございます。それでは今、案件3についての説明がありましたが、何かご意見等がございましたらお願いします。いかがでしょうか。

今年から子ども・子育て専門分科会に臨時委員として出席しています。青少年問題協議会の会長と私と、臨時の委員は2人だけですね。以前からあった子ども・子育て専門分科会の方々がメンバーなので、やはり子ども中心といいますか、なかなか母子というところまで話がいかない雰囲気もあります。頑張って発言するのですが、なかなか雰囲気的にも難しいところがあります。

施策目標の5のところにひとり親計画の部分を盛り込むということですが、事務局からありましたように、やはり寡婦というあたりが子育て当事者というところにくれるかどうか、非常に難しいところもあります。この計画の中へ盛り込んだときに、寡婦というものの自体に対する施策、またはそういうものがあまり名称や言葉としても出てこないということになりますと、当事者の方々は自分たちの施策がなくなってしまったような意識にもなりかねないというところもあります。できる限り工夫して取り組んでいかないといけない課題かなと思います。岡本会長、その辺りはどうですか。

【岡本委員】

やはり寡婦の方も生活するにあたって、いろいろな面で医療費や住宅問題もあります。まず寡婦に対する支援という枠では、やはり医療関係になってきます。今は医療費のほうも結構高いです。住宅などはそれぞれに皆さんきちとした住まいをされていますが、それに対して介護保険等々、いろいろとそういう金銭的なもので苦しんでいらっしゃる寡婦の方が多いと感じます。何度も申し上げますが、やはり医療関係で見直しをしていただければ、これも国の問題であろうかとは思いますが、市のほうでもそういう面でしっかりと考えていただければと思うのですが。

【大西会長】

ありがとうございます。

佐野委員、父子会からはいかがでしょう。

【佐野委員】

まず、今調べかけていたのですが、寡婦というのは父のほうも入るのでしょうか。

【大西会長】

言葉的には入らないですね。

【佐野委員】

父子家庭も両極端います。会社を今までどおり続けながらお金でヘルパーさんを雇い、何とか乗り切る方と、子どもに寄り添いたいの会社は続けられないから辞める方。極端な話を言いますと、新聞配達であればフルで雇ってもらえるということで、非常にお金のない形でそういう選択をされる方もいらっしゃいます。寡婦、母親と同じような境遇の方もいらっしゃるの、まずそういうくりにしていただきたいと思っています。

今、岡本さんも言われましたように、私も一番強く思うのは医療費です。子育ての医療費と、育てる側の親の医療費というのは、我慢をしようかというレベルでなくて、ひょっとしたら両親がいるところより崩れそうなひとり親の家庭に対して、医療費というのを親子で補助をいただければ非常にありがたいなと思っております。

【大西会長】

ありがとうございます。寡婦といいますと、女性のほうになってしまうのですが、本来のニーズや課題は同じだと思います。そこに対する施策を国は全く打っていないというのが現状ですが、このあたりを今後考えていかないといけない課題だと思いますので、できれば寡婦等という言い方で、苦し紛れになってしまいますが、そういう用語でくくっていき、将来的にきちんと検討していくような方向性を持ったらどうかと思うのですが。

提案ですが、「子育て当事者への」となっていますが、こちらにも「等」を入れて、寡婦を含み得るんだという形で、下の内容のところできちんと言葉を明記するという形にしていいただいたらどうかと思います。先ほど事務局からも提案がありましたので、どうかなと思います。

【岡本委員】

ひとり親支援事業ですが、寡婦の方も利用するということは無理なのでしょうか。自分が病気になって動けないときに、何日間かヘルパーさんの助けが必要になるのかなと思います。

【事務局】

今はございません。

【岡本委員】

今は該当しないということですか。そういう介護のほうで携わってもらっていたらいいのですが、元気な方が急に具合が悪くなり、登録をしておいて何かあった際にヘルパーさんに来ていただくとか、そういう支援をしていただくというのは難しいですね。

【事務局】

今は制度としてありませんので、難しいところです。申し訳ありません。

【岡本委員】

そういう何かお助けみたいなのがあれば安心できる面もあるのではないかなと思います。やはり高齢になって一人暮らしの方などはすごく案じられますので。そういう制度はないのですね。

【大西会長】

例えば介護保険で、動けなくなった理由が高齢に伴うということであれば、2号でも40歳からはサービスを受けられますので、高齢者の領域からそういうサービスを利用するということは可能だと思います。ただ寡婦としてのサービスは、今事務局がおっしゃったようにないということです。

【岡本委員】

介護認定でも受けられるのであれば、それはそれで良いのですが。普段は元気な方が急に倒れた時に、何か人の手を借りたいというときに。

【大西会長】

急な場合はないですね。そういった制度をつくって見たらどうでしょう。

【木上委員】

よろしいですか。

【大西会長】

どうぞ。

【木上委員】

税法上で寡婦控除というものがありますが、あくまでもこれは女性が対象なので。全国規模のものがあるのかどうかわかりませんが、父子会の方を通じて税務上の要望のようなものを国の方へ、寡婦の「婦」を「夫」のほうの控除もできるようにするようなことを市ではなく父子会から出すというようなことを思ったのですけども。今確認しましたが、寡婦控除は確かに女性にしか該当しませんので。

【大西会長】

国と市、行政組織としては福祉系の施策というのは市町村が担当していますので、両方から上げていただくようにしたほうがいいかなと思います。

生活が非常に困窮し、公的補助の生活保護を利用するということになれば、それなりの施策や支援は出てくると思います。そうでないところでは施策というのはないのかなと思うのですが、事務局、いかがでしょう。

【事務局】

皆様がおっしゃるとおり、先ほどから話題に上がっています寡婦に対する施策、市独自の施策というのはここに書いてある中だけで見ても、非常に薄いという傾向があることを市としても認識しているところであります。

先ほどの女性の寡婦の部分と男性の寡夫の部分というところで差ができております。例えば男性のひとり親であれば、税法上の控除しか思いつくものがないなどということもあります。市独自で国を越えていきなり制度を構築していくというのは、一定のハードルがもちろんあると思いますが、そのような課題も市として認識しながら、先ほどの「寡夫」の部分であれば、声を上げていくというところから始めることもできると思いますので、そういった観点も含めて今後の事業の推進を図っていききたいと思います。ありがとうございました。

【大西会長】

ありがとうございます。ほか、よろしいでしょうか。

活発にご議論していただいているところですが、時間もかなりオーバーしてしまいました。本当に進行上申し訳ないことになっておりますが、これぐらいにさせていただきたいと思います。

本日は、委員の皆様から様々な貴重なご意見を賜りました。事務局においては、本日委員から出たご意見を踏まえ、現在進めていただいていることも計画の策定を進めていただければと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは最後に、案件のその他ということで、事務局よりお願いします。

【事務局】

案件のその他といたしまして、当分科会に置いている「母子・父子福祉審査部会」につきまして、法に定められた 11 種類の資金のうち、住宅資金など一部の資金に関して、各委員の専門的見地から貸付の可否等に係るご意見をいただいております。審査対象に該当する資金の貸付申請があった場合に開催することとしております。しかしながら、昨年度から現時点まで、対象となる貸付申請がありませんので、開催されておられません。今年度も開催の予定はありませんことをご報告いたします。

続きまして、本日の資料等について、ご不明な点などがございましたら、恐れ入りますが、10 月 4 日の金曜日までに、メールや電話などにより、事務局の子ども青少年政策課までご連絡いただきますようお願いいたします。

また、本日の会議録につきましては、事務局で案を作成したのち、皆様にメールまたは郵送でお送りさせていただきます。

皆様にご確認いただき、その結果を会長と調整し、決定したものをホームページで公表していきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。事務局からは、以上でございます。

【大西会長】

ありがとうございました。

それでは、時間をかなり超過し申し訳ございません。令和 6 年度 第 1 回児童福祉専門分科会を終了いたします。

皆様、本日は、ありがとうございました。お疲れさまでした。